

事業名	公衆浴場対策費	財務コード (事業)	088103
-----	---------	---------------	--------

細事業名	公衆浴場施設改善事業費
------	-------------

担当部課室	福祉保健部 部 衛生業務 課 生活衛生 担当 (内線)	3455
-------	-----------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 S48 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(市町村)		
事業の目的	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	銭湯経営者(山梨県公衆浴場法施行条例第2条第1項の一般浴場であって物価統制令第4条の統制額の指定を受ける浴場経営者)	老朽化等した銭湯の施設の改善費用(改修、修繕費等)の負担が軽減されている	銭湯の存続、確保
事業の内容 主に 24年度	銭湯経営者が行う施設の破損等に伴う施設改善に関してその費用を補助する市町村に対し、間接補助する。 補助対象数: 甲府市(12)、都留市(1)、笛吹市(1)、甲州市(1) (銭湯15件が所在する市町村) 補助対象施設: 煙突、ボイラー、パーナー、配管、カーン、浴槽、洗い場、ろ過器、窓・ドア、脱衣室・玄関、その他知事が特に必要と認めたもの 補助対象額: 1,000千円/1浴場、補助額: 666千円、補助率: 2/3、予算額: 2,664千円(666千円×4件)		
根拠法令等	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号) 第1条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。 第3条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。 第6条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 山梨県公衆浴場施設改善費補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	補助金交付件数	2件	3件	3件	4件	4件	目標設定の考え方 過去5年の補助金交付件数の平均 データの出典等 予算見積書
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		100.0 %				
成果指標	成果指標達成率 (実績値/目標値)						目標設定の考え方 データの出典等
	決算額、予算額 (千円) うち一財額	1,006 1,006		1,998 1,998	2,664 2,664	2,664 2,664	成果指標によらない成果 次のとおり、本事業は、既存の銭湯の存続、確保に寄与しており、意図した成果を上げている。 本事業の利用実績は毎年あり、その利用率(利用3件/予算枠4件)は75%と高い状況にある。 本事業がなくなれば、施設の改善費用の負担を軽減することはできず、更に廃業が進むことが危惧される。
所要時間(直接分)	2 時間		3 時間	4 時間	4 時間		
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間		
所要時間計	2 時間		3 時間	4 時間	4 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,050円×所要時間)	4		6	8	8		

これまでの事業の見直し・改善状況

H17年度アセスにおいて、要望銭湯数が減少したことから補助対象を7件から5件に縮小
H21年度予算査定において、全銭湯数の減少により要望銭湯の割合が30%超となったことから補助対象を5件から4件に縮小

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価と異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること
	b	次のとおり、本事業は、既存の銭湯の存続、確保に寄与しており、意図した成果を上げている。 本事業の利用実績は毎年あり、その利用率(利用3件/予算枠4件)は75%と高い状況にある。 本事業がなくなれば、施設の改善費用の負担を軽減することはできず、更に廃業が進むことが危惧される。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	<p>銭湯経営者は、家庭風呂が少なく、銭湯の利用が多かった終戦後から物価統制令によって入浴料金の上限を統制されてきたため、利潤を得ることが少なく、近年では、入浴客数の減少により、その経営は極めて厳しい状況となっている。</p> <p>そのような状況下、ボイラーや浴室等の施設改善には、一般的に200万円以上の費用が必要とされ、また、高齢化した多くの県内銭湯経営者においては、この費用の負担が営業の継続に対する大きな問題となっている。</p> <p>県内の銭湯経営者においては、厳しい経営の中、本事業の存在を前提として施設改善を計画し、経営の継続に努力している状況である。</p> <p>以上の状況を踏まえると、現時点では本事業は現状維持とする必要があると考える。</p> <p>しかし、補助金交付を希望する銭湯経営者に対して、市町村へ申請を行う前に、改善を計画する施設や改善内容に係る事前相談と公衆浴場法等関係法令に係る指導を行うなど、補助金交付申請までのプロセスを見直し、補助金交付のより迅速かつ的確化を図ることとしたい。</p>	1

・「以外の判断項目」の欄
 必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
 (g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	<p>本事業は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第1条の著しく減少しつつある銭湯の状況にかんがみ、銭湯に対して特別措置を講ずるよう努めることにより、住民の銭湯利用の機会の確保を図り、公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上を目的に、同法第3条「国及び地方公共団体の任務」及び第6条「助成等についての配慮」を実施根拠として、実施しているものである。</p> <p>銭湯の入浴料金は、物価統制令によって県が指定することとなっている実情を踏まえれば、本事業は、市町村が処理するに適しない性質を有しており、県が行うべき事業である。</p> <p>県内全ての銭湯を対象とした緊急状況調査を山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合を通じて実施したところ、家風呂を持たない客が年間延べ58,667人と、銭湯を必要とする県民がまだ多く存在する結果が得られた。このため、本事業は、家風呂を持たない県民はもろろのこと日常的に銭湯を利用している常連客の健康と福祉の増進に不可欠な公益性のある必要な事業である。</p> <p>全国における公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づく補助事業等の実施率(補助事業あり44都道府県/47都道府県)は94%と、ほとんどの都道府県で実施されている状況にある。本県においても、本事業の利用実績は毎年度ある。</p> <p>以上のことから、今後は他の都道府県の同様事業の実施状況や公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に係る国の動向等を注視し、必要に応じて見直しを行うこととし、当面は現行どおりとして、事務プロセスを見直すこととする。</p>	1

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	当面は現行どおりとし、今後、都道府県の同様事業の実施状況や公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に係る国の動向等を見極め、必要に応じて見直しを行っていききたい。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: 衛生薬務課

細事業名: 公衆浴場施設改善事業費

調査番号: 7

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H24	H25	H26	縮減等 B - A	具体的な業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
			所要 時間 (h)	所要 時間 (h) A	所要 時間 (h) B			
1 補助金交付・ 精算業務	交付申請の処理 (申請書の審査、 交付決定)	随時	1.5	2	2	0	事前相談及び 関係法令に係 る指導の実施	補助金交付を希望する銭湯 経営者に対して事前に改善を 計画する施設や改善内容等 に係る事前相談と関係法令に 係る指導を行い補助金交付 のより迅速かつ的確化を図る ため。
	実績報告の処理 (額の確定、支 出)	随時	1.5	2	2	0	なし	業務上必要なプロセスで、最 短の事務手続・所要時間で処 理しているため。
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			3	4	4	0		
2						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			3	4	4	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)